平成２０年（フ）第７７２号
岩手県花巻市桜台２丁目６番17号、開始決定時の住所岩手県花巻市松園町342番地２
破産者　髙橋　静江
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３２３号
石川県石川郡野々市町御経塚１丁目411番地コルテーレ202号室
破産者　石川　祥子
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４１３号
石川県河北郡津幡町字横浜ヘ57番地14
破産者　山崎　良一
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１６５９号
愛知県知多市南粕谷新海３丁目21番地
破産者　都築　悦弘
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６６０号
愛知県常滑市多屋町２丁目107番地の１　ＴＭとこなめ601号
破産者　都築　晃久
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６６１号
愛知県常滑市多屋町２丁目107番地の１　ＴＭとこなめ601号
破産者　都築　昇藏
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６６２号
愛知県常滑市多屋町２丁目107番地の１　ＴＭとこなめ601号
破産者　都築千代花
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３５５号
愛知県愛知郡東郷町御岳１丁目19番地１　ジュネス御岳Ｂ棟102号、開始決定時の住所名古屋市緑区藤塚３丁目1641番地
破産者　加藤　榮治
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第７１２３号
大阪市東住吉区湯里３丁目２番３―107号
破産者　佐々木　健
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３００号
大阪市住吉区長居東２丁目11番24―411号
破産者　森田みゆき（旧姓松井）
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５３２号
大阪府門真市千石東町12番14号
破産者　兒玉　秀夫
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７３９号
大阪市都島区都島本通３丁目17番３号、開始決定時の住所大阪市東成区深江北２丁目４番18号
破産者　柴田富士彦
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３８２号
大阪府箕面市小野原東５丁目２番12―101号
破産者　大橋　哲夫
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成１９年（フ）第２１３１号
堺市東区日置荘原寺町34番地１　802号、開始決定時の住所堺市東区菩提町４丁38番地59
破産者　三木　　明
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３２３号
兵庫県神戸市東灘区深江北町１丁目７番20号　グリーンハウス704号室、開始決定時の住所兵庫県神戸市東灘区深江南町２丁目12番８―302号
破産者　平島　清治
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９号
兵庫県伊丹市寺本３丁目194番地スワンハイム昆陽116号、前住所兵庫県伊丹市宮ノ前１丁目２番10―502号
破産者　中林　一仁
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部